

---

(仮称) 神戸市第二学校給食センター整備・運営事業に係る事業契約の締結について

(仮称) 神戸市第二学校給食センター整備・運営事業 (以下「本事業」という。) に係る事業契約を締結しましたので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号)」第 15 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり事業契約の内容を公表します。

2023 年 12 月 11 日

神戸市長 久元 喜造

記

## 1. 公共施設等の名称

(仮称) 神戸市第二学校給食センター

## 2. 公共施設等の立地

神戸市西区見津が丘 7 丁目 1321-59 他 (地番は 12 番に変更予定)

## 3. 選定事業者の商号又は名称

神戸市兵庫区水木通四丁目 1 番 1 号  
株式会社神戸第二学校給食サービス  
代表取締役 青柳 健二

## 4. 公共施設等の整備等の内容

新設する (仮称) 神戸市第二学校給食センターの施設整備、開業準備、維持管理及び運営業務を行う。

## 5. 契約期間

本契約成立日 (2023 年 12 月 6 日) から 2040 年 7 月 31 日まで

## 6. 契約金額

金 17,521,630,630 円  
(うち消費税及び地方消費税相当額 金 1,584,147,252 円)

## 7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

(事業者の債務不履行等による契約の解除)

第 79 条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者に特段の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者が、工事開始（着工）予定日を過ぎても本件工事を開始せず、かつ市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該遅延について事業者から市に合理的な理由にもとづく説明がない場合。
- (2) 事業者による本件業務の遂行が、契約書等に規定する条件に合致せず、かつ、市による是正勧告後、定められた期間を経ても是正がなされない場合。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、維持管理・運営開始予定日までに維持管理・運営業務が開始されず、かつ維持管理・運営開始予定日以後も相当の期間内に維持管理・運営業務を開始する見込みがないと合理的に認められる場合。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、本件施設引渡予定日から 30 日が経過しても本件施設の引渡しができず、かつ事業者から本件施設の引渡見込時期の合理的な理由にもとづく説明がない場合。
- (5) 事業者が、本件業務の全部又は一部の遂行を放棄し、又は維持管理業務については 1 年間に連続して 30 日以上、又は運営業務については 1 日以上にわたり、本契約等の内容に従った維持管理・運営業務その他維持管理・運営期間中の業務を行わない場合。
- (6) 維持管理・運営業務に関連して重大な食中毒等が発生し、死者、重症者又は多数の軽症者が出た場合、若しくは構成企業、協力企業又は請負人等が他の学校給食施設において調理業務を行う場合で、当該他の学校給食施設において同様の事態を生じ、本事業に具体的な悪影響を与えた場合。ただし、当該構成企業、協力企業又は請負人等がその責めに帰すべき事由によるものでないことを明らかにした場合又は原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し市の承諾を得た場合においては、この限りでない。
- (7) 事業者の取締役会において、事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の法令に基づく倒産法制上の手続の申立てが決議されたとき又は他の第三者（事業者の取締役を含む。）によりこれらの申立てがなされた場合。
- (8) 事業者又は代表企業を含む構成企業のいずれかが、自ら破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続の申立てを行った場合又は第三者（代表企業を含む構成企業の取締役を含む。）によってその申立てがなされた場合において、これにより事業者が以後、本契約に基づく債務の履行が不可能又は著しく困難であると認められる場合。
- (9) 事業者が報告書等に著しい虚偽記載を行い、又は虚偽記載を繰り返した場合。
- (10) 第 109 条又は第 110 条の規定に重大な違反があった場合。
- (11) 前各号に規定する場合のほか、事業者が本契約等に違反し、その違反により本契約等の目的を達することができないと認められる場合。
- (12) その他事業者が重大な法令違反を行う等市の信用を失墜せしめた場合

(談合その他の不正行為に係る市の解除権)

第 80 条 市は、事業者の代表企業を含む構成企業又は協力企業が本契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 構成企業又は協力企業のいずれかが、本事業の入札手続きに関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 61 条第 1 項に基づき排除措置命令を受け、当該命令の取消しの訴えを行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号、以下「行政事件訴訟法」という。）第 14 条に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (2) 構成企業又は協力企業のいずれかが、本事業の入札手続きに関して、独占禁止法第 62 条第 1 項により課徴金納付命令を受け、当該命令の取消しの訴えを行政事件訴訟法第 14 条に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (3) 構成企業又は協力企業のいずれかが、本事業の入札手続きに関して、排除措置命令等（独占禁止法第 76 条第 2 項に規定する意味をいう。）の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、棄却し、又は独占禁止法の違反事実が存在したことを内容とする判決が確定したとき。
- (4) 構成企業又は協力企業の役員又は使用人が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (5) 構成企業又は協力企業のいずれかが、本事業の入札手続きに関して、不正行為を行ったことが本契約締結後に発覚し、これにより、本事業を事業者との間で継続することが社会通念に照らして許容されないと認められたとき。

（市の債務不履行等による契約の解除）

第 84 条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合においても、市は、すでに本契約に基づいて得た本件施設、什器備品等その他の所有権、著作権その他の権利の一切を保有する。

- (1) 市が本契約上の金銭債務の履行を遅滞し、事業者から催告を受けてから 2 か月経過しても当該支払義務を履行しない場合。
- (2) 市の責めに帰すべき事由により、市が本契約上の重要な義務（金銭債務を除く。）の履行を怠り、事業者から催告を受けてから 30 日を経過しても当該不履行が是正されない場合。
- (3) 前 2 号の事由を除く、市の責めに帰すべき事由により、事業者の本件業務の遂行が不可能となった場合。

（維持管理・運営期間中の解約）

第 88 条 市は、6 か月以上前に相手方当事者にその理由を通知し、十分な協議を経た後、本契約の全部又は一部を解約することができる。

2 前項による解除の場合、その効力については第 85 条から前条の規定を準用する。

（法令の変更による契約の解除）

第 91 条 第 89 条第 1 項の規定にかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、市が本契約の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合には、市は事業者と協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、本章第 3 節の定めに従う。ただし、増加費用及び損害の負担については、第 90 条第 2 項の規定に従う。

(不可抗力による契約の解除)

第 95 条 本契約の締結後における不可抗力により、第 93 条の規定にかかわらず、期限内に本契約の変更について合意が得られず、かつ、市が本契約の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合には、市は事業者と協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了する場合の措置は、本章第 3 節の定めに従う。ただし、増加費用及び損害の負担については、第 94 条の規定に従う。

(法令の変更・不可抗力による維持管理・運営期間開始後の解除)

第 98 条 維持管理・運営期間開始後に第 91 条又は第 95 条の規定により本契約が解除された場合において、市は、第 87 条第 1 項に定める金額を支払う。ただし、不可抗力により本件施設が損傷又は滅失した場合には、当該不可抗力に起因して事業者が受領した保険金相当額を本項に基づく支払金額から控除した金額のうち第 94 条に基づき市が負担すべき割合に相当する金額を負担する。

2 前項の金額の支払いについては、第 87 条第 2 項から第 4 項の規定を、本条においても適用する。

3 維持管理・運営期間開始後に第 91 条又は第 95 条の規定により本契約が解除された場合、事業者は、市又は市の指定する第三者に対する維持管理・運営業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、事業者が負担する。

4 解除に伴う契約終了前検査等に関する第 77 条の規定は本条の場合にも適用する。ただし、法令の変更に起因して必要となる修繕又は更新に係る費用については、第 90 条に従い、不可抗力に起因して必要となる修繕又は更新に係る費用については、第 94 条に従い、それぞれ市又は事業者が負担する。

5 市は、第 1 項に基づく解除以降、すでに本契約に基づいて得た本件施設及び什器備品等の所有権、著作権その他の権利の一切を引き続き保有する。

## 8. 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

(事業終了に際しての処置)

第 78 条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由の如何にかかわらず、本件施設用地又は本件施設内に事業者、構成企業、協力企業又は請負人等の所有又は管理する設計・建設業務に係る工事材料、機械器具、仮設物、もしくは維持管理・運営業務に係る機器類、什器備品その他の物件があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。事業者は、市の処置に異議を申し出ることができず、また、市が処置に要した一切の費用を負担する。

3 前 2 項にかかわらず、事業者が所有する機器類、什器備品その他の物件について、市はその裁量により、市と事業者が別途合意した金額で買い取ることができる。この場合、事業者は、当該物件について担保権その他何らの負担も付着していない所有権を市に移転しなければならない

---

い。また、事業者が使用権を有する機器類、什器備品その他の物件について、市はその裁量により、当該物件の使用権を事業者から有償で承継することができる。この場合、事業者は、当該物件について担保権その他何らの負担も付着していない使用権（ただし、当該物件の所有者が課している負担を除く。）を市に移転しなければならない。